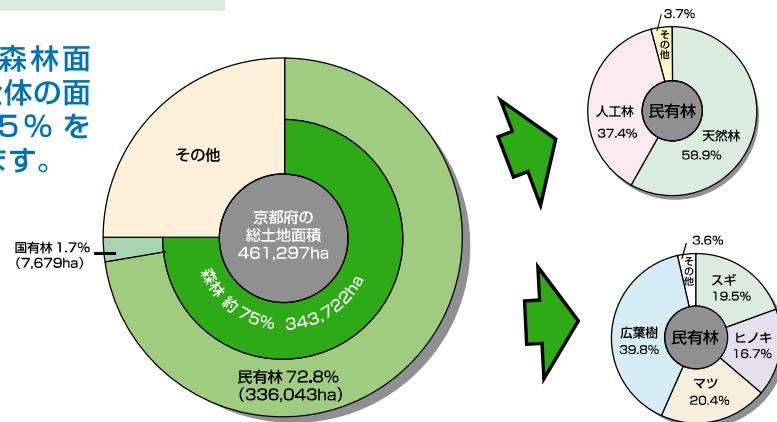
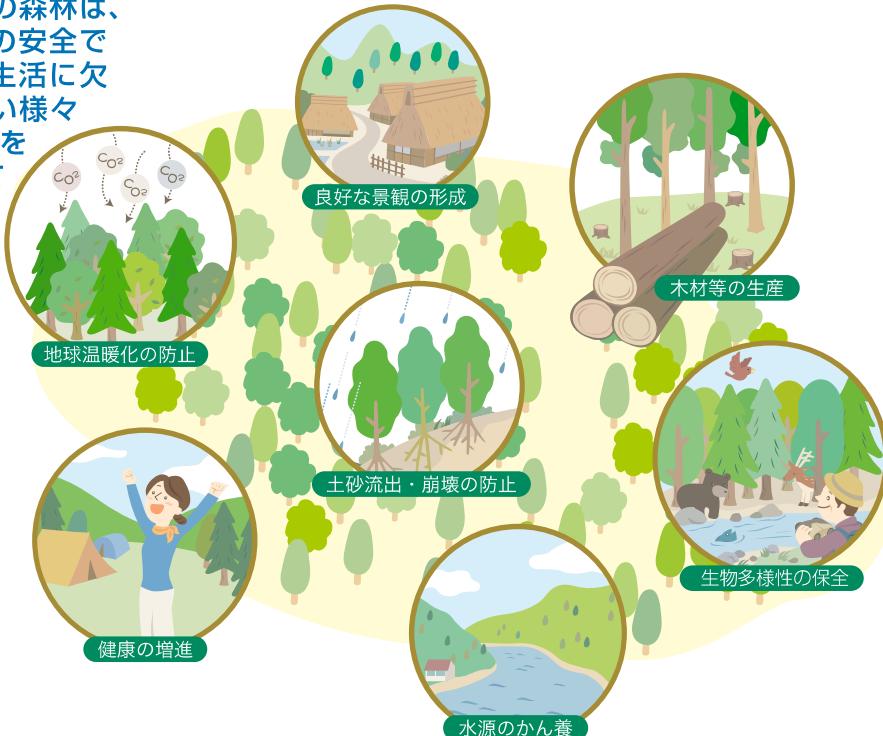


条例制定の背景

■京都府の森林面積は、府全体の面積の約75%を占めています。



■京都府の森林は、私たちの安全で快適な生活に欠かせない様々な役割をもっています。



放置された人工林

■この条例は、様々な恵みを与えてくれる森林を私たち府民共通の財産と位置づけ、府民の皆さんと一緒に京都の豊かな緑を守り育っていくための2つの仕組みを制度化しました。

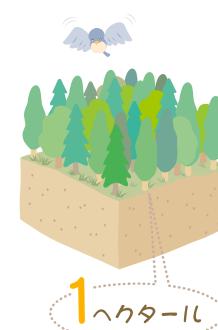
①府民ぐるみで森林を守り育てるための仕組み

府民ぐるみで森林を支えるという*モデルフォレストの理念のもとで、多様な森林づくりに取り組むための新しい仕組みを設けました。

*「モデルフォレスト」とは利害関係者の総参加による森林を核とした環境保全運動のことで、1992年の世界地球サミットで、カナダが提唱し、世界15ヶ国31地区にまで広がっています。

②森林法の規制対象とならない小規模開発を規制する仕組み

森林法の規制対象とならない1ヘクタール以下の開発について、開発計画の協議を義務付け、不適切な開発を防止するための仕組みを設けました。



条例の概要

○持続可能な循環型の社会づくりを進めるためには、人と森林との望ましい共生関係を築き、京都の豊かな緑を守る必要があります。そのためこの新しい条例を制定し、森林の公益的機能の一層高度な發揮を図り、良好な地域環境の形成・保全と府民生活の安全を確保していきます。



府、府民、森林所有者、開発計画者等の責務

府	府民	森林所有者等	開発計画者等
●総合的かつ計画的な施策推進	●森林の公益的機能への理解増進	●持続可能な林業の推進	●災害が発生するおそれが生じないよう、開発計画を作成し、計画的に実施
●森林開発行為の状況を適切に把握・指導	●森林利用保全活動等への主体的な参画	●森林開発行為の状況を適切に把握	●工事を適正かつ安全に実施

森林の利用保全促進のための制度

- 森林利用保全指針の策定
- 森林利用保全重点区域の指定と森林利用保全計画の策定
- 森林利用保全活動団体の登録と森林利用保全協定の認定
- 支援措置

森林における開発規制の制度

- 森林開発行為の協議
- 土砂搬入禁止区域の指定
- 罰則

施行期日：平成18年4月1日